

令和6年度健康習慣化の環境づくり業務 公募型企画競争に係る質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	○仕様書4-(1) イメージキャラクターのデザイン制作について 現在存在してキャラクターに代わる新たなキャラクターを制作するという認識で良いか。	お見込みのとおり、本業務は、今年度に代わる新しいキャラクター制作及び活用となります。
2	○仕様書4-(1) イメージキャラクターのデザイン制作について 制作するキャラクターは「人」でなければいけないといった制約はあるか（例えば「動物」などのモチーフは可か）。	人でなければいけない制約はありませんので、動物をモチーフとして提案でも差し支えありません。
3	○仕様書4-(1) イメージキャラクターのデザイン制作について 新たに作成するイメージキャラクターは、「既存ロゴ、キャッチフレーズ、4つのヒント」との相性を考慮し、そのキャラクターが「タベル、ウゴク…」の動作をしているデザインを作成しても良いか。	お見込みのとおり、キャラクターが「タベル、ウゴク・・・」の動作をしているデザインとしても差し支えありません。
4	○仕様書4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について 令和7年度想定スケジュールのイベント運営業務は本件には含まれておらず、あくまでもこれらイベント等の「プロモーションのみ」が本業務の対象となるという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
5	○仕様書4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について 「仕様書4-(1) で作成したコンテンツを用いた動画作成を予定しており、プロモーションにおいて、当該動画を使用することは差し支えない」とあるが、動画製作を本業務において実施する必要があるか。	プロモーションで使用する動画については、委託者において本業務とは別に作成予定のため、本業務において実施する必要はありません。なお、独自提案を妨げるものではありません。

6	○仕様書 4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について 動画作成を予定とあるが、イメージキャラクターは喋らせる前提で考えたほうが良いか。	キャラクターが決定した段階で、その設定に合わせて動画内容を検討するため、今時点でキャラクター自身が「喋る」かどうかの制約はありません。
7	○仕様書 4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について 「新聞広告及び札幌市交通局の地下鉄車内広告については、委託者において別途実施する予定であることから、本業務に含めないこと」とあるが、それらで使用するコンテンツを本業務において制作する必要があるか。	委託者においてコンテンツ制作予定のため、本業務において制作する必要はありません。なお、コンテンツの制作を独自提案することを妨げるものではありません。
8	○仕様書 4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について 別紙2に掲載されているウェルネス連携企業に協力を仰ぐ場合は、委託者からの口添えがなくても、直接、各社へ接触しても良いと認識しているが、間違いなのか。もしくは、各社への連絡は、委託者を通して連絡することが必要か。	受託者において、さっぽろウェルネス推進会議参画企業との接点が日常的にある場合には、直接接触していただいて結構ですが、本業務を理由に接点を持つ場合は、委託者から参画企業に同意を得たうえで、連絡先をご紹介しますので、事前にご相談ください。
9	○仕様書 4-(2) 年間スケジュールを踏まえたプロモーションの実施について プロモーション施策の一つとして、独自にポスターやチラシ等を作成し、配付する企画を実施しても良いか。	差し支えありません。
10	○仕様書 4-(3) 効果分析及びフィードバックについて 効果分析について、報告が必須の項目はあるか。	必須の項目はありませんが、費用対効果はもとより、今後のプロモーションの方向性を判断する上で参考となる指標（例えば、実施したプロモーションに対する市民やメディアからの反響、イメージキャラクターの認知度など）を用いたフィードバックを歓迎します。